

県営住宅について

入居後に収入が増えた場合の罰則規定は明示してあるのに、減収になった場合の規定がないのはどうしてか。(民間企業の場合、収入が減ることがある)

税金を控除される前の収入基準額が 20 万円であるが、この月収で家族 4 人生活ができると思っているのか。

2005/6/3/電子メール

県営住宅の家賃は、入居者等の収入に応じて決定される仕組みのため、収入が増加すれば、当然、家賃も上がることになります。

しかし、失業や病気等により、収入が減収した場合は、県営住宅等条例の規定により、県は家賃を減免(減免割合は、1割から9割まで可能)し、または徴収を猶予することができます。

県営住宅に入居できる収入は、月額 20 万円以下とされていますが、この金額は、所得税法により算出した総所得金額から、世帯等の状況に応じて、同居親族控除などの控除を行った後の金額です。

このため、例えば、家族 4 人(夫婦、子 2 人)であれば、510 万円(月額 42 万 5 千円)程度の収入まで入居が可能です。

県としては、今後とも入居者等からの収入申告に基づき、適正に家賃決定を行っていきます。

ガードレールに危険箇所がないか、もっとしっかりとしたパトロールを実施してほしい

2005/6/17/フリーダイヤル

ガードレールは、車両の路外への逸脱による乗員や第三者への被害の防止あるいは軽減を目的に設置している重要な道路の附属施設です。そのため、県では、道路パトロール等により、変形・沈下等がないか点検し、常に良好な状態を維持するように努めています。

最近発見されたガードレールに付着した金属片については、県管理国道及び県道の総延長約 4,200km について緊急に調査を行い、金属片約 460 個を撤去しました。

今後とも、ガードレール等の道路附属施設の点検を行うなど、道路利用者が安全かつ快適に通行できるよう道路パトロールの強化に努めます。

産業廃棄物の不法投棄について

建設廃棄物法でリサイクルが義務付けされていないプラスチック建材を政令で指定し、リサイクルを義務付けするよう県から国土交通省に申し入れてほしい。

2005/6/29/知事ホームページ

本県においては、平成 14 年度分の推計調査によると、建設業から排出される廃プラスチック類については、年間 6 千 t(総排出量の 0.6%)程度ですが、その再生利用率は 19%程度に止まっている状況となっています。

プラスチックについては、現在、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法及び自動車リサイクル法において、対象品目としてリサイクルの義務付けがなされるなど、資源循環システムの整備が進んでいます。

一方、建設リサイクル法では、分別解体等や再資源化等が義務付けられている特定建設資材として、コンクリート等が政令で指定されていますが、廃プラスチック類については、再生資源化施設が極めて少ないこと、リサイクル材の利用用途が極めて限られていること等の状況から、国では当面は特定建設資材とはせず、その取り扱いについては引き続き検討していくこととしています。

こうしたことから、県としては、現時点においては、御提案のあったプラスチック建材を政令で指定するよう国土交通省に対して申し入れすることは考えていません。

沿岸・町村に解りやすい案内看板を設置してほしい。

盛岡市内は、余裕をもって随分手前から案内看板がある。沿岸・町村の看板は目立たなく、その場まで行かないと解りにくいので、行き過ぎや見落としの原因になる。

安全運転以外のことに注意力が削られると事故の原因になると思う。

2005/6/8/ファクシミリ

県では、県管理国道及び県道の主要な交差点等に路線番号や案内標識を設置し、道路利用者へ適切な情報を提供するため取り組んでいます。

しかし、まだ案内標識が不足している箇所があることから、今後とも行き先案内や誘導が適切に行えるよう、設置場所や必要性等を検討しながら整備に努めます。